（10 月入学者　用）

令和元(2019)年度
入学料免除，入学料徴収猶予及び
後期分授業料免除申請のしおり

書類提出期間

入学料免除 **入学料徴収猶予**	**入学手続期間中** ※郵送の場合は，必ず，**入学手続書類に同封**してください。 ※申請する場合は，入学料は納付しないでください。
後期分授業料免除	**入学手続時～9月26日（木）17:00** ※郵送の場合は，**簡易書留**とし，**9月26日（木）消印有効**とします。 **ただし，入学料免除・入学料徴収猶予と併せて申請する場合は，上記「入学手続期間中」に必ず提出してください。**

※入学料免除及び徴収猶予の申請は，入学手続時のみの受付となります。入学料免除のみを申請し，免除不許可となった後に徴収猶予を申請することはできません。

◆書類提出期間を過ぎた場合は，如何なる理由であっても受理しません 。

★注意事項

1．申請者（学生）は，このしおりを熟読の上，申請に必要な書類及び関連する証明書等を取り揃えて，指定された期間内に提出してください。
2．申請書類は，不備がないかを確認の上，申請者本人の持参又は郵送により提出してください。
　※書類提出期間を過ぎた場合は，如何なる理由であっても受理しません
3．家計基準，学力基準を基に選考しますので，申請を行えば，必ず免除又は徴収猶予になるというものではありません。
4．申請の取り下げは，申請者本人からの申し出があった場合についてのみ，これに応じます。学資負担者（父母等）が申請を取り下げようとする場合は，申請者本人を通じて申し出てください。

免除に関する問合せ 書類提出先	〒760-8521 高松市幸町１－１　香川大学 教育・学生支援室 学生生活支援グループ(授業料免除担当) 場所：大学会館2階 TEL ：087（832）1163　　FAX：087（832）1170 窓口：平日8:30～17:15　（ただし8/13～8/16は休業）
授業料口座引落関係の問合せ	香川大学経営管理室　資金グループ TEL：087（832）1086

香川大学

目　次

入学料免除，入学料徴収猶予及び後期分授業料免除申請ができる者　P.1

申請から結果通知までの流れ　P.2

提出書類　P.3

提出書類の準備の前に　P.4～6

A：全員が提出する書類　P.7

収入状況の確認書類　P.8

収入状況についての提出書類確認シート　P.9

B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類　P.10

独立生計者・私費外国人留学生に係る提出書類　P.11

家計基準・学力基準　P.12～13

2019 年度　香川大学　授業料免除申請に関する Q&A　P14～15

所得証明書の記載例　P16

＜様式集＞

確認票 A(大学提出用)・B(申請者控)

申請書

記入要領（申請書）

家庭調書

記入要領（家庭調書）

奨学金受給状況申立書　様式１

給与等月額証明書　様式２

退職証明書（申立書）　様式３

無職申立書　様式４

母子・父子世帯申立書　様式５

長期療養証明書　様式６

学資負担者別居に伴う支払申立書　様式７

被害状況申立書　様式８

家計状況報告書　様式９

申立書　様式１０

貼付台紙

様式や貼付台紙が足りない場合は，コピーして使用してください

入学料免除申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は，本人の申請に基づき，入学料の全額又は半額を免除することがあります。

◆学部生の場合◆

（１）平成 30(2018)年 10 月から入学手続までの間において，本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で，入学料の納付が著しく困難であると認められる者
（２）前号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある者

※学部新入生の場合，前（１）（２）に該当せず，経済的理由のみでの申請はできません。

◆大学院生の場合◆

（１）経済的理由によって入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者
（２）平成 30(2018)年 10 月から入学手続までの間において，学資負担者が死亡し，又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で，入学料の納付が著しく困難であると認められる者
（３）前号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある者

入学料徴収猶予申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は，本人の申請に基づき，入学料の徴収を猶予することがあります。

（１）経済的理由によって納付期限（入学手続期間）までに入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者
（２）平成 30(2018)年 10 月から入学手続までの間において，学資負担者が死亡し，又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
（３）その他やむを得ない事情があると学長が認める者

※あくまで徴収猶予ですので，入学料を別に指定する期日までに納入しなければなりません。

後期分授業料免除申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は，本人の申請に基づき，令和元(2019)年度「後期分」の授業料の全額又は半額を免除することがあります。
（１）経済的理由によって授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者
（２）平成 30(2018)年 10 月以降において，学資負担者が死亡し，又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，授業料の納付が著しく困難であると認められる者
（３）前号に準ずる場合であって，学長が相当と認める事由がある者

ただし，次の者については選考の対象外です。
①特別な理由なく同一の学年に留まっている者
②特別な理由なく在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えて在学している者
（病気休学・留学など特別な理由がある場合は申請を認めることがあるので，必ず事前に問合せてください。）
③既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した者

申請書類の提出後，大学から別途求められた書類を特別な理由なく指定された期日までに提出しなかった場合，審査の対象になりません。
提出期限内での準備が難しい場合は，期限までに必ず学生生活支援グループへ連絡してください。

申請から結果通知までの流れ

1. 申請期間

・書類提出期間は表紙を参照してください。
・提出期間を過ぎた場合は受理しません。

・申請書類の提出後，**大学から別途求められた書類を特別な理由なく指定された期日までに提出しなかった場合，選考の対象になりません。**提出期限内での準備が難しい場合は，期限までに必ず学生生活支援グループへ連絡してください。

2. 選　　考

・選考は，「家計基準」と「学力基準」により判定します。（P. 12 参照）
・「学力基準」は，本学に提出済みの書類を採用します。ただし，**香川大学以外の大学を卒業した大学院１年次生**については，**卒業大学の成績証明書**を提出してください。

3. 結果通知

入学料免除 入学料徴収猶予	**10月下旬頃に**，選考結果通知用封筒にて通知します。 ○免除不許可・半額免除許可及び徴収猶予不許可の者は，**通知日から14日以内に**，所定の額を納付してください。 ○徴収猶予許可の者は，**令和2(2020)年2月末日までに**，所定の額を納付してください。
後期分授業料免除	**12中旬～1月初旬頃に**，選考結果通知用封筒にて通知します。 ○免除不許可，半額免除許可の者は，**通知日からすみやかに**，所定の額を納付してください。（口座引落の手続きをしている場合，通知のあった月の授業料引落日に自動的に引き落とされます。）

希望者には，学生生活支援グループ・医学部学務課・工学部学務係・農学部学務係の窓口においても，個別に結果をお知らせします。

※結果の通知があるまでは，入学料・授業料の徴収は猶予されますので，納付しないでください。（口座引落の手続きをしていても，結果通知前に引落をすることはありません。）

※結果の通知があるまでに，退学・休学する場合は，必ず，学生生活支援グループまで申し出てください。

令和2(2020)年度授業料免除について

以下のとおり実施する予定です。詳しい日程等については，掲示版・ホームページにて周知します。なお，掲示板を見忘れたために申請できない等の不利益を被ることがないように，習慣的に確認するようにしましょう。

○資料公表　　令和2(2020)年1月初旬頃～
○説 明 会　　令和2(2020)年1月下旬～2月上旬頃
○申請期間　　令和2(2020)年3月中旬頃　（医学部については2月下旬頃）
○結果通知　　令和2(2020)年7月初旬頃

授業料口座引落の手続き

授業料は，原則として「口座引落」での納入となります。授業料免除を申請する場合も，必ず令和元(2019)年9月末までに「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」（３枚綴り）を金融機関へ提出してください。「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」及び口座引落手続きの詳細に関する案内（「授業料の納入について」）は，入学手続書類に同封しています。

授業料免除の結果が出るまで，徴収は猶予されますので，引落を行うことはありません。授業料引落日は，免除結果の通知にてお知らせします。

提 出 書 類

P.4～11 に記載の事項を熟読し，**提出期限厳守の上**，必要な書類を提出してください。書類不備の場合は，**選考の対象外**となることがあります。

※本申請は，令和元(2019)年 10 月 1 日の状況についての申請となります。
書類提出後，10 月 1 日までに申請内容に変更があった場合は，ただちに申し出てください。
※各様式にも説明文があります。必ず確認の上，提出してください。

① **提出書類の準備の前に**（P.4～6）を読み，家族の状況等について確認する
⇩
② **Ａ：全員が提出する書類**（P.7～8）の資料を揃える
⇩
③ **収入状況についての提出書類確認シート**（P.9）で確認をする
⇩
④ **Ｂ：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類**（P.10）の資料を揃える
（独立生計者・私費外国人留学生の場合，P.11 の資料も揃える）
※独立生計者とは，父母等に扶養されることなく，独立して生計を営んでいる者です。（P.4）
⇩
⑤準備した書類を，**確認票Ａ，Ｂにある順番通りに並べて**申請期間内（**期限厳守**）に提出する

※提出された書類は返却しませんので，必ずコピーを取っておいてください。

※発行時期等により，提出期限までに間に合わない書類については，入手され次第，直ちに提出してください。
※提出された書類は，入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除の選考業務のために利用し，本人の同意なしにその他の目的には利用しません。

許可の取り消し

※入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除を許可された者で，**申請書類の記載事項に，虚偽の事実，記入漏れ，もしくは誤記があること等が判明した場合**，または**申請の理由が消滅した場合**は，免除または徴収猶予の許可を取り消します。この場合は，**免除又は徴収猶予された入学料・授業料の額**を，直ちに納付しなければなりません。

備　　考

※令和元(2019)年 9 月 30 日までに入学を辞退する場合，又は申請を取り下げる場合は，未納の入学料は必ず納付していただきます。
納付がない場合は，入学辞退及び申請取下げは許可されません。

提出書類の準備の前に

本申請は，令和元(2019)年 10 月 1 日の状況についての申請となります。
申請に必要な書類を準備する前に，10 月 1 日現在の家族の状況について以下を確認してください。

1．世帯の構成員の確認

世帯の構成員とは，令和元(2019)年 10 月 1 日現在，以下の状況にある者です。
①申請者（独立生計者，私費外国人留学生の場合は配偶者を含む）

②家計支持者（父および母，または父母に代わって家計を支えている者）
※**家計支持者とは，原則として父母両方です**（母子・父子家庭の場合は父または母となります）。
例外として，無職・無収入等の事情により父母に代わって申請者の家計を支えている者がいる場合は，その者を家計支持者として，受付時にその旨お知らせください。

③同居・別居を問わず，家計支持者または申請者の扶養下にある者
（扶養下にある者は，家計支持者または申請者の源泉徴収票や確定申告書第二表で確認できます。：下図参照）
※（10 月からの就職等で）扶養から外れた者が扶養親族として記載されている場合，その者は，本申請において世帯の構成員となりません。

○私費外国人留学生，独立生計者については，父母等は世帯の構成員に含まれません。
独立生計者とは，父母等に扶養されることなく，父母等と別居して独立して生計を営んでいる者です。
両親からの仕送りが一切なくアルバイト収入と奨学金で生活していても，父母等の**所得税法上の扶養親族になっている場合**は，独立生計者とは**認められません。**
また，**原則として学部学生は認められません**が，父母等から援助なしで生活している既婚者や入学前に定職を持っていた者等に認められる場合もあります。

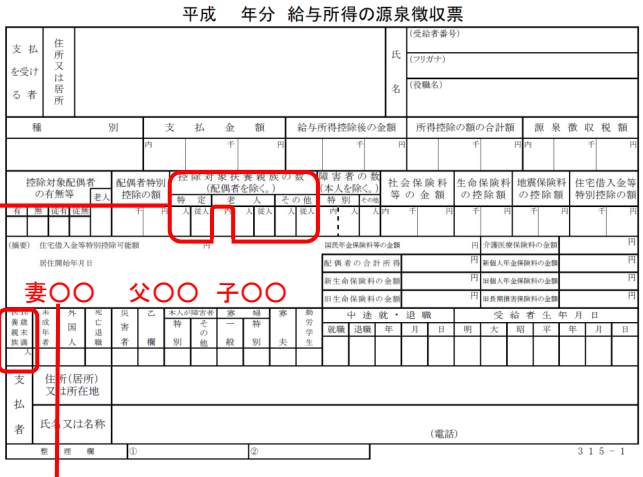

（源泉徴収票での扶養親族確認方法）

この欄に名前・人数が記載されている者が扶養下にある者です

（10 月からの就職等で）扶養から外れた兄弟姉妹が記載されている場合，その兄弟姉妹は本申請において世帯の構成員となりません。

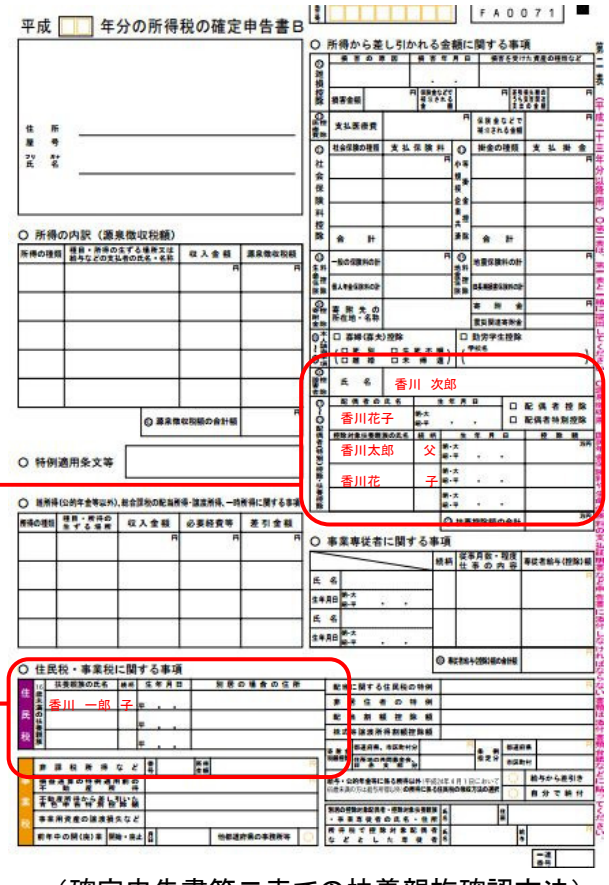

（確定申告書第二表での扶養親族確認方法）

２．世帯の構成員が「就学者」に該当するかどうかを確認する

就学者とは，　以下①又は②のいずれかの学校に在学している者です。

①小，中，高，高専，大学（大学院，専攻科，別科を含む。放送大学については，全科履修生，特科生に限る。），特別支援（盲・ろう・養護）学校

②専修学校（高等課程，専門課程）

※本申請では，各種学校（**予備校，職業訓練校**，防衛大学校他）及び専修学校（一般課程）に在学している者は，**「就学者」とみなさず，「就学者を除く家族」とみなします**。

※家計支持者が定職に就きながら就学している場合（夜間や通信の学校等）は，「就学者」及び「就学者を除く家族」両方に該当します（家庭調書の両方の欄に記入します）。

３．「家計支持者」の近年の就職・退職等について確認する

①「家計支持者」の平成 30(2018)年 1 月 1 日以降の就職，退職，雇用形態の変更，開業，廃業等の有無について確認してください。

②「家計支持者」の令和元(2019)年 10 月 1 日現在の職業，勤務先について確認してください。

③転職等について知らされていない場合や,パートの状況（始めた／辞めた）を知らされていない場合もあるため，必ず家計支持者に確認してください。

※書類提出の際に事務担当者から確認することがあるため，申請者本人（学生）が家計支持者の近年の就業状況について説明できるようにしてください。

複雑で説明が難しくなる場合は,近年の経歴のメモ等を添えても構いません。

※源泉徴収票で，平成 30(2018)年中の就職・退職を確認できる場合があります。（次頁参照）

源泉徴収票だけでは確認できないこともあるので，必ず家族にも確認してください

平成 30 年分　給与所得の源泉徴収票

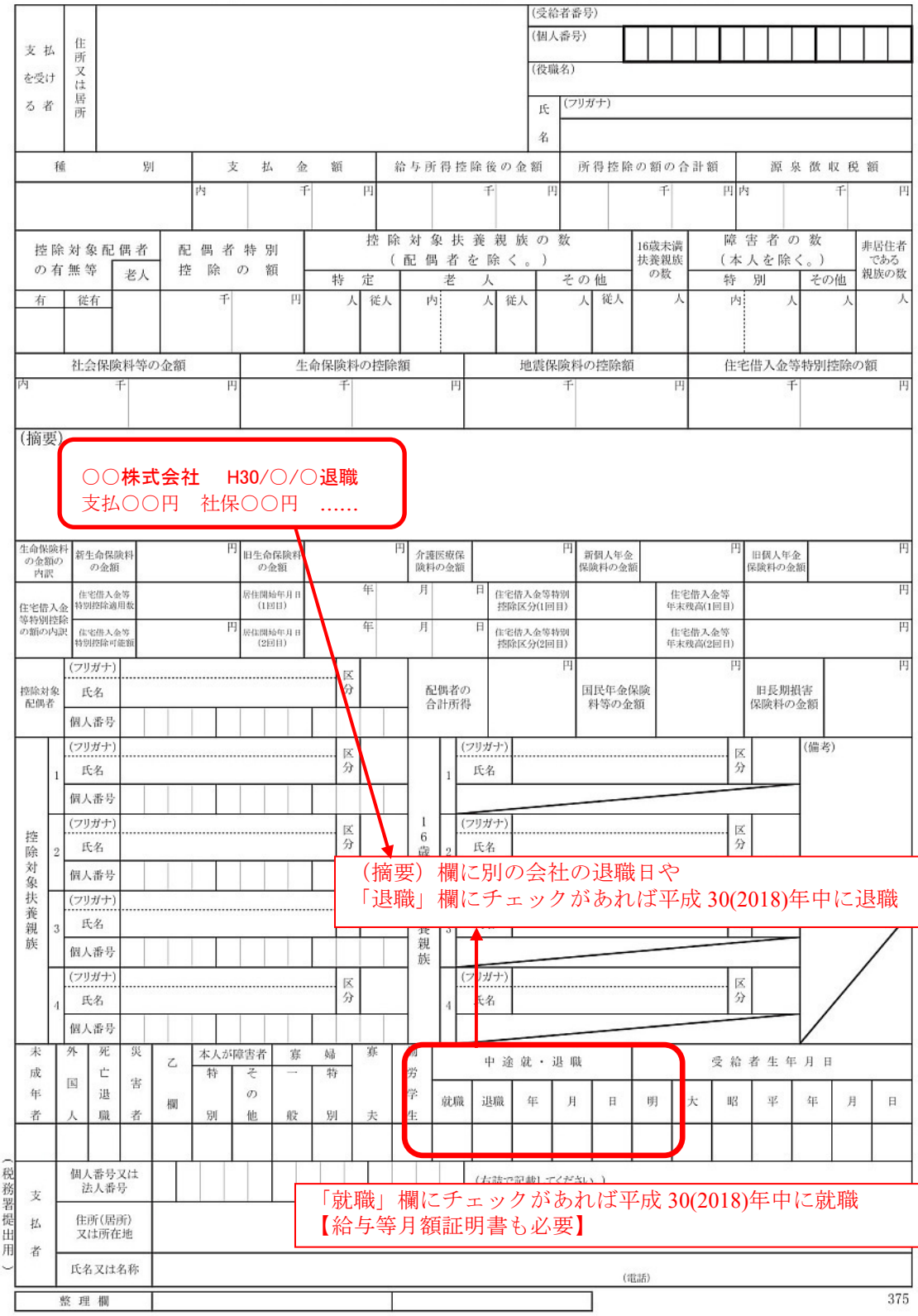

※令和元(2019)年 10 月 1 日の状況（職業）が未定の者については，その旨の申立書（様式 10）を提出してください。（例：就職しているか無職か未定，自宅通学か自宅外通学か未定，等）

以上を必ず書類準備の前に確認してください

Ａ：全員が提出する書類

	提出書類	留意事項
1	確認票Ａ，Ｂ	○ 受験番号・氏名・携帯TEL(携帯がない場合は自宅TEL)・E- mailを記入後，本人チェック欄に○印を付けて，Ａ・Ｂともに提出（郵送の場合はＡ票のみで構いません）
2	申請書	○ 記入要領を参照し，10月1日現在の状況(見込みを含む)について申請者本人が記入
3	家庭調書	
4	奨学金受給状況申立書 （様式１）	○ 申請者が令和元(2019)年度後期の奨学金受給予定について記入 ・ 受給予定が無い場合も全員提出 ・ 給付奨学金（返還不要の奨学金）について，令和元(2019)年度後期の受給が確定している場合は，証書や決定通知等，受給額及び受給期間がわかるものを添付してください。（コピー可）
5	平成31年度(平成30年分) 所得（課税）証明書（記載省略のないもの） （市区町村役場で発行される，平成30(2018)年分の所得や扶養者の人数を証明している記載省略のない課税証明書）（コピー不可）	○ 所得の有無に関係なく，**家計支持者（原則，父母両方。**母子・父子家庭の場合は父または母）の所得（課税）証明書を提出 （主婦，家事手伝い，高齢者，無職者等も必要） ただし，次の①～③のいずれかに該当する場合は申請者の所得(課税)証明書も提出すること。 ①独立生計者の申請者本人，配偶者（独立生計者についてはP. 11参照） ②定職を持っている申請者本人 ③年金等の所得がある申請者本人 ・ 母子・父子世帯の場合は，就学者を除く世帯の構成員全員分の所得(課税)証明書を提出すること
6	収入状況の確認書類	○ 次ページの書類のうち，家計支持者（原則，父母両方。母子・父子家庭の場合は父または母）が該当する項目の書類全てを提出 ・ P. 9の確認シートで書類が揃っているかも確認してください。
7	選考結果通知用封筒	○ **長形3号（120㎜×235㎜）**の封筒に該当する切手を貼付し，宛先は家計支持者の住所，氏名を記入（独立生計者・私費外国人留学生は，本人の宛先を記入） ①入学料免除・入学料徴収猶予…**392円分の切手**貼付した封筒１通 ②授業料免除…**82円分の切手**貼付した封筒１通 ・ **①,②の両方を申請する場合は２通必要** ・ **封筒の表の左下に，申請者本人の受験番号と氏名を記入** ・ 書類提出後，住所の変更等があった場合は，必ず連絡すること。

※ 「5 平成31年度所得（課税）証明書」と「6 収入状況の確認書類」はどちらも提出してください。
（例）本人・父（自営業）・母（パート）・父の扶養下にある祖母（年金受給中）の世帯の場合
「父・母の所得証明書」+「父の確定申告書(控)コピー」+「母の源泉徴収票コピー」

※ 独立生計者，私費外国人留学生についてはP. 11も参照してください。

収入状況の確認書類（所得が複数ある場合には，それぞれ該当の書類が必要です。）

（☆）…「コピー可」の必要書類

	区分	提出書類	発行機関等
1	給与所得のある者（パート・アルバイト含む）	給与所得のある者は，次の①～③のうち，該当する書類を提出すること。 ※申請者本人のアルバイト収入については不要。ただし，独立生計者及び定職を持っている場合は必要。 ※パート等で源泉徴収票が発行されない場合は，「給与等月額証明書」（様式2）を提出（既に退職している場合は不要）	
	①平成30(2018)年1月1日以前に就職した場合	○ 「平成30年分源泉徴収票」（☆）（A4より小さいものは[貼付台紙]に貼付） ・ 源泉徴収票を紛失した場合は，「給与等月額証明書」（様式２）を提出 ・ 所得証明書に記載されている平成30(2018)年分の給与収入と差額がある場合は，その理由（平成○年○月に退職した勤務先の給与が含まれている，副収入がある，等）を余白に記入してください。	10/1現在の勤務先
	②平成30(2018)年1月2日以降に就職・転職した場合	○ 令和元(2019)年10月1日現在の勤務先の「給与等月額証明書」（様式２） ○ 平成30(2018)年中の全ての給与収入に関する「平成30年分源泉徴収票」（☆） ○ 平成30(2018)年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」（様式３）	10/1現在の勤務先 2018年の勤務先 退職した勤務先か 本人の申立て
	③平成30(2018)年1月2日以降に退職した場合	○ 平成30年分源泉徴収票(☆)（A4より小さいものは[貼付台紙]に貼付） ○ 平成30(2018)年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」（様式３） ・ 退職後に転職，雇用保険受給，無職となった場合は，各欄を参照し該当書類を提出	退職した勤務先 退職した勤務先か 本人の申立て
	※確定申告している場合…「平成30年分確定申告書控（第一表・第二表）」[税務署の受付印のあるもの](☆)も提出（インターネットによる申告の場合は，受付印がなくても結構です。）		税務署
	※内職及びフリーターの収入状況について…「給与等月額証明書」（様式２）を使用してください。		勤務先
	※休職中の場合…給与支給（見込）証明書，休職証明書，傷病手当金受給額の分かるもの（様式自由）(☆)も併せて提出		勤務先
2	商　業 工　業 農林業 漁　業 （所得のある者） その他の所得者又は雑所得者 その他の職業 不動産所得（家賃・地代） 利子・配当 雑所得　（内職，副業　他）	● **確定申告している場合** ○ **「平成30年分確定申告書（控）（第一表・第二表）」[税務署の受付印のあるもの]（☆）（インターネットによる申告の場合は，受付印がなくても結構です。）** ○ **青色申告の場合は決算書(☆)，一般申告の場合は収支内訳書(☆)も必ず提出**	税務署
		● **市区町村民税・都道府県民税申告をしている場合** ○ **「平成31年度（平成30年分）市区町村・都道府県民税申告書」(☆)[市区町村役場の受付印があるもの]**	市区町村役場
		● **平成30(2018)年1月2日以降に，新規に所得を得ることとなった場合** ● **確定申告も市区町村・都道府県民税申告もしていない場合** ○ **次の①～③のうち該当するものについて，それぞれの必要事項，記入年月日を記載し，署名，押印した申立書（様式１０）を提出** **①商工業所得** **営業種目，従事者，直近3ヶ月の売上高，直近3ヶ月の必要経費，直近3ヶ月の所得額，開業時期** **②農林漁業所得** **作付面積・作物種類等，直近3ヶ月の収入金額，直近3ヶ月の必要経費，直近3ヶ月の所得額，開業時期** **③その他の所得又は雑所得** **種類，直近3ヶ月の収入金額，直近3ヶ月の必要経費，直近3ヶ月の所得額，開業時期**	本人の申立て
		※ **農業所得のある者で転作奨励金の交付を受けている場合** ○ 受給金額の分かる証明書(☆)を提出	市区町村役場 農業協同組合
3	年金・恩給受給者 (原爆健康管理手当を含む)	○ 「年金支払（振込）通知書」（☆），「年金額改定通知書」（☆）の，より最新（直近）のもの**（源泉徴収票は不可）**（A4より小さいものは[貼付台紙]に貼付） ・ 複数の年金を受給している場合は，すべての年金について提出 ・ **恩給，遺族年金/障害年金/農業者年金/個人年金等も含む**	日本年金機構 総務省恩給局 保険会社等
4	児童扶養手当受給者	○ 最新の「児童扶養手当証書」（☆），「特別児童扶養手当証書」（☆）	市区町村役場等
5	失業給付金受給者 （受給予定者を含む）	○ 「雇用保険受給資格者証」(裏表全ページ)又は「失業給付金給付明細書」（☆） ・ 申請後，令和元(2019)年10月1日までに就職が決まった場合は，新勤務先の「給与等月額証明書」（様式２）を提出	公共職業安定所
6	生活保護費受給者 （生活保護世帯）	○ **申請時までの１年間の生活保護受給額**が確認できる証明書又は通知書等(☆) ・ 期間が１年に満たない場合…支給された金額全てが分かる書類(☆)を提出	都道府県 または市区町村
7	親戚・知人等から 援助金がある者	○ 援助の年額がわかるもの（ない場合は援助者が作成し，署名・押印した申立書）	
8	令和(2019)年10月1日現在 無職の者	○ 「無職申立書」（様式４） ・ 「被扶養者となっている配偶者」，「被扶養者となっている障害者」及び「66歳以上の者（令和元(2019)年10月1日現在）」については，提出不要（ただし，所得（課税）証明書に収入・所得の記載がある場合は提出） ○ ○平成30年(2018)1月以降に退職した勤務先がある場合，「退職証明書(申立書)」（様式３）	本人の申立て 退職した勤務先か 本人の申立て

収入状況についての提出書類確認シート

以下の指示及び質問に沿って書類が準備できているか確認してください。
このシートは簡易的な確認用ですので，P.4～11 を熟読の上，必要書類を揃えてください。

①家計支持者の「平成 31 年度(平成 30 年分)所得(課税)証明書」(市区町村役場等で発行)を準備。

※独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者の「所得(課税)証明書」が必要です。

以下，家計支持者全員(独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者も含む)**について，それぞれ確認ください。**

②その方は令和元(2019)年 10 月 1 日現在，事業・農業・不動産・利子・配当・雑所得を得ていますか？

はい　２－Ａへ
いいえ　２－Ｂへ

２－Ａ:その所得は平成 30(2018)年1月 1 日以前から得ていますか？

はい　「**確定申告書(控)**」,「**市区町村民税・都道府県民税申告書（控)**」等を準備して　２－Ｂへ
いいえ　「**申立書**」(記載内容は P8 の「●平成 30(2018)年 1 月 2 日以降に新規に所得を得ることとなった場合」欄を参照)を準備し，２－Ｂへ

２－Ｂ:平成 30(2018)年 1 月 2 日以降に得なくなった事業・農業・不動産・利子・配当所得はありますか？

はい　「**廃業届**」等を準備して　③へ
いいえ　③へ

③その方は令和元(2019)年 10 月 1 日現在，給与収入（アルバイト・パート含む）を得ていますか？

はい　３－Ａへ
いいえ　（自営業等での所得も無い場合のみ「**無職申立書**」を準備して）　３－Ｂへ

３－Ａ:その給与は平成 30(2018)年1月 1 日以前から得ていますか？

※勤務先が複数ある場合は，それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい　「**源泉徴収票**」を準備(ない場合は「**給与等月額証明書**」を準備)し，３－Ｂへ
いいえ　「**給与等月額証明書**」を準備し，　３－Ｂへ

３－Ｂ:その方は平成 30(2018)年 1 月 2 日以降に退職した勤務先(アルバイト･パート含む)はありますか？ ※退職した勤務先が複数ある場合は，それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい　「**退職証明書（申立書)**」と，給与を得ていたのが平成 30(2018)年中の場合は「**源泉徴収票**」を準備し，　④へ
いいえ　④へ

④その方は年金･児童扶養手当等を受給していますか？※令和元(2019)年 10 月 1 日から受給される方を含みます。

はい　**最新の**「**年金額改定通知書**」,「**年金振込通知書**」,「**児童扶養手当証書**」等を準備し，⑤へ
いいえ　⑤へ

⑤下記要件に該当した場合，必要書類を準備し，提出してください

要　件	必　要　書　類	発行場所等
雇用保険の失業給付金を受給中である	「雇用保険受給資格者証（**裏表全ページ**）」 又は「失業給付金給付明細書」	公共職業安定所
生活保護費を受給中である	申請時までの１年間の生活保護受給額が確認できる証明書・通知書等	都道府県 または市区町村
上記にあてはまらない収入（親戚等の援助，他）がある	１年間の収入額が分かるもの [ない場合は申立書（様式１０）]	

上記の収入状況の確認書類を揃えた後,状況に応じて必要な提出書類(P.9～11)を準備し提出してください。

Ｂ：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類

	区分	提出書類	発行機関等
1	**小学校，中学校，高等学校以外の学校**の就学者がいる世帯	○ 平成31(2019)年4月1日以降に発行された在学証明書（コピー不可） ・ 平成31(2019)年4月以降の発行日（有効期限は不可）が記載されていれば，学生証や生徒手帳等のコピーでも可	学校
2	母子・父子世帯	○ 母子・父子世帯申立書（様式５） ○ 就学者を除く家族全員分の平成31年度（平成30年分）所得（課税）証明書 ※ 家計支持者（父母等）以外の所得（課税）証明書も必要になります。勤務時期によっては，家計支持者以外の収入状況の確認書類が必要となることもあります。 ・ 遺族年金や児童扶養手当を受給している場合は，受給金額の分かる通知書(☆)	本人の申立て 市町村役場
3	障害者がいる世帯	○ 障害者手帳等(☆)（A4より小さいものは[貼付台紙]に貼付） ・ **障害年金受給の有無を余白に記入してください。** ・ 障害年金を受給している場合は，受給金額の分かる通知書(☆) ・ 特別児童扶養手当や福祉手当を受給している場合は、受給金額がわかる通知書(☆)	所轄官庁等
4	最近1年間の療養費**自己負担額が10万円以上**の長期療養者がいる世帯 ※最近1年間（前期：前年4月～今年3月，後期：前年10月～今年9月）の療養費自己負担額が**10万円に満たない場合は対象となりません**	○ 「長期療養証明書」（様式６） ※ 長期療養者とは，「申請時現在療養中であり，6か月以上の療養期間を要する者」で，医療費等を支払っている者をいい，療養が終わっている者は該当しない。 ○ 世帯に該当者がいる場合，次の①～③の書類を添付のうえ提出 **①診断書（病名及び申請時を含めた前後6か月以上の期間療養を必要とすることが必ず記載されていること。）**（コピー不可） **②支払った医療費等の領収書**(☆)（A4より小さいものは［貼付台紙］に貼付） **※診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の領収書のみ提出すること。** ③支払った医療費等に対し，附加給付金，生命保険等から補填された金額がある場合は，「長期療養証明書」の該当欄にその金額を記入し，その金額を証明する書類(☆) ● 控除の対象となる費目は，次のとおり ア）医師（歯科医師）に対して支払う診療・治療費 イ）病院，診療所への入院費用（食費等を除く） ウ）マッサージ師，はり師，きゅう師，整復師等の治療費 エ）看護人に対して支払う費用（賄い費を含む） オ）治療又は療養のための医薬品費 カ）病院，診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る） キ）介護保険法により，「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額（食費等を除く）。この場合，「要介護認定・要支援認定等結果通知書」のコピーを添付すること。	本人の申立て 医療機関 医療機関 保険会社等
5	学資負担者が単身赴任で別居している世帯	○ 「学資負担者別居に伴う支払申立書」（様式７） ・ 別居先で支払った住居費，光熱水費の**支払いを証明できる口座通帳**（コピー）又は**領収書等**(☆)（A4より小さいものは[貼付台紙]に貼付）	本人の申立て
6	本人若しくは学資負担者が，平成30(2018)年10月以降に風水害等の災害を受けた世帯	○ 「被害状況申立書」（様式８） ・ 次の①～⑤の書類を添付のうえ提出 ①被災（罹災）証明書（発行所：市区町村役場） ②家屋等の賃貸契約書・各種契約書 ③家屋等補修見積書 等 ④保険金支払証明書・明細書 ⑤家屋課税台帳登録証明書（発行所：市区町村役場） ・ 被害額欄は，被害金額が記載された証明書の額から，保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること。（**単に，被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。**）	消防署 市区町村 保険会社等
7	学資負担者が，平成30(2018)年10月以降に死亡した世帯	○ 次の①～③の書類を提出 ①死亡した方が，学資負担者であったことが分かる書類（「所得（課税）証明書」（コピー不可），「源泉徴収票」(☆)等） ②死亡診断書又は死亡を確認できる書類（除籍謄本等）(☆) ③遺族年金等の受給金額のわかる通知書(☆) **遺族年金の受給がない場合は，その旨余白に記入すること。**	市区町村役場 医療機関
8	**香川大学以外の大学（国内）を卒業した大学院1年次生**	○ 卒業大学の成績証明書	大学等
9	不明な部分を明らかにする書類	・ 必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。	

A:全員が提出する書類 **の他に以下の書類が必要です。**

独立生計者

独立生計者とは，父母等に扶養されることなく，父母等と別居して独立して生計を営んでいる者です。
両親からの仕送りが一切なくアルバイト収入と奨学金で生活していても，父母等の所得税法上の扶養親族になっている場合は，独立生計者とは**認められません**。
また，**原則として学部学生は認められません**が，父母等から援助なしで生活している既婚者や入学前に定職を持っていた者等に認められる場合もあります。
書類はマイナンバーの記載がないものをお願いします。

	提出書類	該当者		発行機関等
1	**住民票原本**	申請者本人 配偶者 申請者の父母	親世帯と別の住所を確認することに必要。	市区町村役場
2	所得証明書原本	申請者本人 配偶者	平成31年度(平成30年分)所得課税証明書（記載省略がないもの）	市区町村役場
3	収入状況の 確認書類	**申請者本人 配偶者**	該当するものを提出…詳しくはp.8を参照	勤務先
4	家計状況報告書 (様式9)	**申請者本人**	収入＞支出とする。 １ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書のコピーまたは通帳のコピーを添付する。	
5	保険証のコピー	**申請者本人 配偶者**	健康保険の扶養からはずれているかを確認することに必要。	
6	父母等の所得税法上の扶養親族でない事が証明出来るもの	**申請者の父母**	平成31年度(平成30年分)所得課税証明書原本 平成30年分源泉徴収票のコピー 確定申告書のコピー ・・・いずれか１枚必要。	市区町村役場 勤務先

私費外国人留学生

私費留学生は原則として独立生計者とみなします。
書類はマイナンバーの記載がないものをお願いします。

	提出書類	該当者		発行機関等
1	**住民票原本もしくは 在留カードの両面コピー**	申請者本人 配偶者	本人確認に必要。	市区町村役場
2	所得証明書原本	申請者本人 配偶者	平成31年度(平成30年分)所得課税証明書（記載省略がないもの） 来日されて1年以内の留学生は所得課税証明書が発行されないのでその時は提出不要。	市区町村役場
3	収入状況の 確認書類	**申請者本人 配偶者**	該当するものを提出…詳しくはp.8を参照	勤務先
4	家計状況報告書 (様式9)	**申請者本人**	収入＞支出とする。 １ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付する。	